

文教科学委員会

委員一覧（20名）

委員長	亀井 郁夫	(自民)	河合 常則	(自民)	那谷屋 正義	(民主)
理事	有村 治子	(自民)	小泉 顕雄	(自民)	西岡 武夫	(民主)
理事	北岡 秀二	(自民)	後藤 博子	(自民)	広中 和歌子	(民主)
理事	佐藤 泰介	(民主)	橋本 聖子	(自民)	浮島 とも子	(公明)
理事	鈴木 寛	(民主)	山本 順三	(自民)	山下 栄一	(公明)
	大仁田 厚	(自民)	小林 元	(民主)	小林 美恵子	(共産)
	荻原 健司	(自民)	下田 敦子	(民主)		(16.10.26 現在)

（1）審議概観

第161回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、可決した。

また、本委員会付託の請願10種類45件のうち、3種類25件を採択した。

〔法律案の審査〕

独立行政法人日本原子力研究開発機構法案は、委員会において、参考人から意見を聴取するとともに、原子力基本法に定める平和目的、安全確保、民主・自主・公開の基本方針を踏まえた原子力行政の重要性、2法人を統合し、独立行政法人化する経緯と業務運営上の課題、放射性廃棄物処理等の今後の在り方と新法人が果たすべき役割等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

11月2日、学校等における災害復旧のための支援策、食育の推進と農業体験学習、国立大学法人化後の諸問題への対応、三位一体改革と義務教育費国庫負担制度の在り方、子どもの文化芸術体験機会の拡充、国立大学附属病院職員の勤務体制等について質疑を行った。

11月9日、独立行政法人日本原子力研究開発機構法案の審査に先立ち、核燃料サイクル開発機構東海事業所、日本原子力研究所東海研究所及び那珂研究所を視察した。

11月11日、義務教育費国庫負担制度の在り方に関する件を議題とし、参考人として、東京大学名誉教授小柴昌俊君、全国知事会会長・岐阜県知事梶原拓君、千葉大学教育学部教授・中央教育審議会初等中等教育分科会教育行財政部会教育条件整備に関する作業部会委員天笠茂君及び全国市町村教育委員会連合会副会長・多摩市教育委員会委員長中進士君から意見を聴取した後、質疑を行った。

また、同日、義務教育費国庫負担制度の堅持の必要性、公立学校の災害対策への支

援策、三位一体改革における教育論議、高等教育改革の在り方、義務教育に関する国と地方の役割分担、一般財源化された教育費の取扱い等について、質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成16年10月26日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を行うことを決定した。

文教科学

○平成16年10月28日（木）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。

○平成16年11月2日（火）（第3回）

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 学校等における災害復旧のための支援策に関する件、食育の推進と農業体験学習に関する件、国立大学法人化後の諸問題への対応に関する件、三位一体改革と義務教育費国庫負担制度の在り方に関する件、子どもの文化芸術体験機会の拡充に関する件、国立大学附属病院職員の勤務体制に関する件等について中山文部科学大臣、小島文部科学副大臣、塩谷文部科学副大臣、下村文部科学大臣政務官、松本総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 有村治子君（自民）、後藤博子君（自民）、鈴木寛君（民主）、那谷屋正義君（民主）、浮島とも子君（公明）、小林美恵子君（共産）

○平成16年11月11日（木）（第4回）

- 参考人の出席を求ることを決定した。
- 義務教育費国庫負担制度の在り方に関する件について参考人東京大学名誉教授小柴昌俊君、全国知事会会長・岐阜県知事梶原拓君、千葉大学教育学部教授・中央教育審議会初等中等教育分科会教育行財政部会教育条件整備に関する作業部会委員天笠茂君及び全国市町村教育委員会連合会副会長・多摩市教育委員会委員長中進士君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 河合常則君（自民）、西岡武夫君（民主）、山下栄一君（公明）、小林美恵子君（共産）

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 義務教育費国庫負担制度の堅持の必要性に関する件、公立学校の災害対策への支援策に関する件、三位一体改革における教育論議に関する件、高等教育改革の在り方に関する件、義務教育に関する国と地方の役割分担に関する件、一般財源化された教育費の取扱いに関する件等について中山文部科学大臣、塩谷文部科学副大臣、山本総務副大臣、松本総務大臣政務官、段本財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 山本順三君（自民）、荻原健司君（自民）、佐藤泰介君（民主）、広中和

歌子君（民主）、山下栄一君（公明）、小林美恵子君（共産）

○平成16年11月16日（火）（第5回）

- 独立行政法人日本原子力研究開発機構法案（閣法第11号）（衆議院送付）について中山文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。
また、同法案について参考人の出席を求める 것을 결정하였다.

○平成16年11月18日（木）（第6回）

- 独立行政法人日本原子力研究開発機構法案（閣法第11号）（衆議院送付）について参考人東京大学名誉教授・財団法人工エネルギー総合工学研究所理事長秋山守君及び青森県議会議員鹿内博君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。
〔質疑者〕有村治子君（自民）、下田敦子君（民主）、浮島とも子君（公明）、小林美恵子君（共産）

○平成16年11月25日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求める 것을 결정하였다.
- 独立行政法人日本原子力研究開発機構法案（閣法第11号）（衆議院送付）について中山文部科学大臣、小島文部科学副大臣、小泉文部科学大臣政務官、山本経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
〔質疑者〕河合常則君（自民）、山本順三君（自民）、下田敦子君（民主）、小林元君（民主）、山下栄一君（公明）、小林美恵子君（共産）
(閣法第11号)賛成会派 自民、公明
反対会派 民主、共産
なお、附帯決議を行った。

○平成16年12月2日（木）（第8回）

- 請願第267号外24件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第61号外19件を審査した。
- 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（3）議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

独立行政法人日本原子力研究開発機構法案（閣法第11号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構を解散して独立行政法人日本原子力研究開発機構を設立する

こととし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、機構の目的

独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）は、原子力基本法第2条に規定する基本方針に基づき、原子力に関する基礎的研究及び応用の研究並びに核燃料サイクルを確立するための高速増殖炉及びこれに必要な核燃料物質の開発並びに核燃料物質の再処理に関する技術及び高レベル放射性廃棄物の処分等に関する技術の開発を総合的、計画的かつ効率的に行うとともに、これらの成果の普及等を行い、もって人類社会の福祉及び国民生活の水準向上に資する原子力の研究、開発及び利用の促進に寄与することを目的とすること。

二、役員等

- 1 機構に、役員として、その長である理事長及び監事2人を置くこととともに、役員として、副理事長1人及び理事7人以内を置くことができるものとすること。
- 2 文部科学大臣は、独立行政法人通則法第20条第1項の規定により理事長を任命しようとするときは、あらかじめ、原子力委員会の意見を聴かなければならないものとすること。
- 3 役員の任期
 - ① 理事長の任期は、任命の日から、その日を含む中期目標の期間の末日までとすること。
 - ② 副理事長及び理事の任期は、当該副理事長及び理事について理事長が定める期間（その末日が理事長の任期の末日以前であるものに限る。）とすること。
 - ③ 監事の任期は、2年とすること。
- 4 機構の役員及び職員は職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならず、その職を退いた後も同様とすること。
- 5 機構の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすこと。

三、業務の範囲

機構は、一の目的を達成するため、次の業務を行うほか、その業務の遂行に支障のない範囲内で、国、地方公共団体その他政令で定める者の委託を受けて、これらの者の核原料物質、核燃料物質又は放射性廃棄物を貯蔵し、処理し、又は処分する業務を行うことができるものとすること。

- 1 原子力に関する基礎的研究を行うこと。
- 2 原子力に関する応用の研究を行うこと。
- 3 核燃料サイクルを技術的に確立するために必要な業務で次に掲げるものを行うこと。
 - ① 高速増殖炉の開発（実証炉を建設することにより行うものを除く。）及びこれに必要な研究
 - ② ①の業務に必要な核燃料物質の開発及びこれに必要な研究

- ③ 核燃料物質の再処理に関する技術の開発及びこれに必要な研究
 - ④ ③の業務に伴い発生する高レベル放射性廃棄物の処理及び処分に関する技術の開発及びこれに必要な研究
- 4 1から3までの成果を普及し、及びその活用を促進すること。
 - 5 機構の施設及び設備を科学技術に関する研究及び開発並びに原子力の開発及び利用を行う者の利用に供すること。
 - 6 原子力に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。
 - 7 原子力に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。
 - 8 1から3までの業務のほか、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長が必要と認めて依頼した場合に、原子力に関する試験及び研究、調査、分析又は鑑定を行うこと。
 - 9 1から8までの業務に附帯する業務を行うこと。

四、雑則

主務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、原子力委員会の意見を聽かなければならぬものとすること。

五、施行期日

この法律は、附則の一部の規定を除き、公布の日から施行することとする。

【附 帯 決 議】

政府及び関係者は、原子力行政及び原子力の研究開発利用を行うに当たって、原子力基本法に定める平和の目的、安全の確保及び民主・自主・公開の基本方針に従うことにより、国民の信頼を確保し、人類社会の福祉向上に資する姿勢の重要性を、改めて確認するとともに、設立される独立行政法人日本原子力研究開発機構に関し、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、独立行政法人日本原子力研究開発機構への移行に当たっては、自律的・効率的に運営を行うという独立行政法人制度の趣旨を踏まえつつ、原子力研究開発利用に係る安全の確保に万全を期すること。
- 二、独立行政法人日本原子力研究開発機構における研究開発が適切かつ十分に行われ、我が国の国策として進められてきた原子力施策の立案・実施に資するよう、必要な措置を講ずること。特に、中期目標及び中期計画の作成及び認可に際しては、原子力委員会の策定する長期計画及び原子力安全委員会の策定する原子力の安全確保に関する基本政策との整合性の確保を図り、機構の施設の廃止措置等を含め、国の責務において我が国の原子力施策が総合的、計画的かつ安定的に進められるよう努めること。
- 三、業績評価等を行うに当たっては、独立行政法人日本原子力研究開発機構の行う研究開発の特性を踏まえ、適切な評価が実施されるよう十分配慮するとともに、その評価体制・手法について継続的に見直し、改善を行うこと。
- 四、独立行政法人日本原子力研究開発機構の運営に当たっては、透明性の確保に留意し、情報公開の徹底に努めること。その際、研究開発の成果の公開のための適切な基準を作

成するとともに、役職員の守秘義務が濫用されたりすることのないよう十分配慮すること。また、機構自ら外部の関係者や有識者等の意見や評価を聴取し、尊重する仕組みについても検討すること。

五、理事長の選任においては、原子力に関する分野に造詣の深い適切な人材を広く内外から起用するよう十分配慮すること。その他の役員の選任についても同様とすること。なお、主務大臣が原子力委員会の意見と異なる判断をせざるを得ない場合には、その合理的な理由について原子力委員会に対して説明責任を果たすこと。

六、独立行政法人日本原子力研究開発機構は、多岐にわたる原子力に関する研究開発の均衡ないし重点化を適正に図り、研究資源の効果的な活用に努めるとともに、自らの施設の廃止措置等を確実に行うこと。また、技術力の維持・向上が図られ、研究開発の成果が十分に得られるよう、自律的かつ創造的な研究開発環境の確保に努めるとともに、原子力分野の人材の養成にも配慮し、大学、民間企業等との連携の推進に努めること。

七、独立行政法人日本原子力研究開発機構への移行に当たっては、従業員の雇用の安定を含め、これまで維持されてきた良好な労働関係に十分配慮すること。

八、原子力に関する施策は、我が国のエネルギー政策や科学技術振興等の見地から重要な意義を有することにかんがみ、その適切な推進に努めるとともに、国民的議論の継続による合意形成、安全審査機能の強化・拡充、立地地域からの信頼の確保、実効性の高い防災体制の整備等に引き続き努めること。その際、原子力委員会や原子力安全委員会は、多様な国民の意見や要望等を十分反映して、企画・審議等を行うこと。

九、独立行政法人日本原子力研究開発機構の設立後においても、動燃改革の精神が維持・尊重されるよう、今後とも、役職員の意識改革の推進、地元重視、広報活動の徹底等社会性のある運営を図るとともに、国際社会への貢献・協力にも努めること。

右決議する。